

独立行政法人国際交流基金 御中

独立行政法人国際交流基金(以下、「JF」という。)が令和7年10月14日に公示した「日本語試験センター移転に伴う什器備品等関連業務」に係る一般競争入札(以下「本件入札」という。)参加にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 参加者は、本件入札参加によって知り得た一切の知識及び情報(以下「本件情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の本件情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
2. 参加者は、本件入札参加中及び参加後において、本件入札に従事する参加者の従業員に使用させる場合を除き、本件情報を第三者に提供・開示しないこと。ただし、法令の定めに基づき又は権限のある官公庁から要求があった場合を除く。
3. 参加者は、本件情報について、本件入札参加の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製又は改変しないこと。ただし、事前に JF から書面による承諾を受けた場合を除く。
4. 参加者は、本件入札の参加が終了したときまたは参加を取りやめたときは、本件情報に関する文書、図面その他の書類又は磁氣的若しくは光学的に記録された媒体(前項において JF の承諾のもと複製した場合には、当該複製物を含む。)を直ちに返還するか又は、本件情報の返還が不可能ないし著しく困難な場合には、JF の指示に従い適切な方法により廃棄するものとする。
5. 参加者は、前4項に違反する事態が発生したことを知ったときは、直ちに JF に報告し、JF の指示に従うこと。
6. JF は、本件情報の適切な取扱いのために必要があると認めるときは、参加者に本件情報の管理状況を報告させ、又は参加者に対して当該管理状況を改善すべきことを指示することができるものとし、参加者は、正当な理由のない限り、この指示に従わなければならないものとする。
7. JF は、参加者の本件情報の管理状況について、通常の営業時間内に事前連絡の上、検査し、又は必要な資料の提出を求めることができるものとし、参加者は、この検査又は資料提出を、正当な理由のない限り、拒むことができないものとする。
8. 参加者は、本件情報を利用する参加者の従業員を必要最小限に限るとともに、当該従業員に対し、本項において参加者が負う義務と同様の義務を負わせるものとする。
9. 参加者が第1項から第8項までの規定のいずれかに違反したときは、JF は直ちに参加者の本件入札への参加を取り消すことができる。ただし、他の事由による参加取り消しを妨げない。
10. 参加者が第1項から第8項までの規定に違反したことにより、JF 又は第三者に損害を与えたときは、参加者はその損害を賠償するものとする。ただし、他の事由による損害賠償請求を妨げない。

令和 年 月 日

本件入札参加者 住 所
 会社名
 代表者氏名

印